

会議録（要旨）

名 称	第2回 紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会
開催日時	平成21年11月20日（金）午後2時～午後4時30分
<p>1. 会 場 紀の川市打田生涯学習センター 視聴覚室1、2</p> <p>2. 参加者 懇話会委員8名 事務局4名 計12名</p> <p>3. 内 容</p> <p>（1）開会</p> <p>（2）会長挨拶</p> <p>皆さんお忙しいところ、ご参集をいただきありがとうございます。紀の川市協働によるまちづくりの指針作成懇話会の第2回目になります、今回は市役所の作業部会が作った指針案を基にご意見を頂ければと思います。よろしくお願いたします。</p> <p>（3）報告</p> <p>事務局より傍聴の方法について説明（資料1）</p> <p>（4）議題</p> <p>①第1回会議録の要旨について</p> <p>事務局より第1回会議録の要旨案を提示、確認いただいた後に公表することを説明</p> <p>②指針案について</p> <p>事務局より作業部会で作成した指針案について説明</p> <p>・会長</p> <p>指針案は、市民の皆さんに30分前後で読んでいただけるボリュームで、紀の川市ではこういう約束事で協働を進めていきます、という内容で作られています、まだ少し文章が硬いところがありますが、まずは全体を通して見ていただきお気づきの点がありましたらご意見をお願いします。</p> <p>・A委員</p> <p>紀の川ふるふる娘のイラストを使用されていますが、名称だけではなく観光協会のキャラクターであるとか、名称を公募した、ということも紹介されたり、吹きだしを使用してキャラクターに喋らせたり、もっとキャラクターを積極的に活用されたらいいのではないのでしょうか。</p> <p>次に、行政から市民にこうなさいという表現にならないように気をつけて、市民が地域に関心を持って自主的に協働に取り組めるような表現にしなければと思います。</p> <p>それから、個人でやれることは個人で、それができないときは地域で、地域でできないことは公共で、というそれぞれができることをやりましょう、ではなく協働を新しい公共と捉え行政と市民が力を合わせて新しいサービスを創造するというニュアンスのほうがいいのではないのでしょうか。</p> <p>次に、実際の事例の紹介や具体的なデータを入れると、より身近に感じられると思います。</p> <p>最後に、引用した部分には引用先を記載していただき、全体の文体をもう少し統一する必要がありますと感じました。</p> <p>・会長</p> <p>大変、丁寧に目を通していただきありがとうございます。</p>	

・ B委員

行政用語が使われて一般の市民には理解しづらい表現があります。あと、全国的な傾向を書いているのか、紀の川市のことを書いているのかが不明確な部分があります。

・ 会長

そうですね、もう少し整理が必要ですね。また、行政用語は極力避けて、分かりやすい言葉に換えていただけたらと思います。

・ C委員

市民が強制されていると勘違いするような表現はいけない、命令されているような感じがあっては協働を進めることはできません、市民と対話しながら進めるということが一番大切なことだと思います。

・ D委員

軟らかい文章にして理解し易くするのは分かるのですが、指針としての焦点がぼやけないように注意していただきたい。

それと私がお願いしたいのは、文章の順序です、先に行政の限界を補うための文章がありますが、1番に市民主体のまちづくりの必要性について、2番に市民のニーズに沿ったサービスの提供について書かれるべきだと思います。協働の目的はなにかということを考えて統一していただきたい。

・ D委員

今は「自治」という言葉はほとんど使われません、昔は「地方自治」とか「自治」という言葉がキーワードでした。地方自治の主体が役所から市民に変わり「協働」という言葉が出てきた社会背景、そういう説明があってもいいかなと思います。

・ 会長

そうですね、そのあたりは作業部会で検討していただけたらと思います。

・ D委員

それから協働するのに専門的な知識や技術は必要ではなく、一般の市民の方に手伝えることがたくさんあることを強調しないといけない、決してハードルを高くしてはいけないと思います。

・ D委員

あと協働の担い手として、自治会、NPO、大学校、企業などが挙げられていますが、個人ということも基本にあると思います、個人がまちづくりに対して何ができるかを考えてもらうことが大事なことで、その啓蒙も図らなければと思います。自分が手伝える既成の団体がなければ、個人で考えることで新たなニーズに対応できるものを創り出せる要素もあるのではないかと思います。そういう意味でひとりひとりにそういった意識を持ってもらうことが一番大切だと思います。

・ 会長

では次に、先ほどからのご意見と重なる部分もありますが、事務局でどう表現するか、迷っている部分についての説明をお願いしたいと思います。

・事務局

協働の担い手の特性について記載している部分と、紀の川市における協働のあり方について記載している部分について、ご意見を頂戴したいと考えております。

・会長

事務局としてご意見をいただきたいところが2点あります、協働の担い手の特性の部分の分類や書き方、例えば、自治会、NPO、ボランティア、企業或いは大学については、これでいいのか、加えるものはないか、という点、もう1点は紀の川市における協働のあり方の整理、この部分は検討案をそのまま出しています。私としては、委員の皆さんが実際に活動されている中で、協働のあり方や担っている役割についてどう考えておられるかのご意見をいただいて作業部会に持っていったらと考えております、いかがでしょうか。

私も大学の部分で、もうちょっと書き加えて欲しいということを注文しました。

・E委員

NPO、ボランティア団体や市民活動団体のところも、すごく硬い文章なので、もう少し身近で分かり易い表現に変えたいと思います、他の資料なども見たうえで考えて意見を出しますので、これは私の宿題として持って帰りたいと思います。

次に大学のところですが、例えば粉河高校はまちづくりに取り組んでいます、高校生の皆さんもアイデアや行動力を発揮されているので、教育機関として高校も入れてもいいかな、という気もしました。

・会長

そうですね、確かに大学に限定をするより、活動している団体という視点を入れていただければと感じます。ありがとうございます。

・F委員

紀の川市の現状と課題というところで、課題が挙げられていますが、もう少し具体的な問題点の抽出も必要ではないかと思えます、この問題点があるから協働が必要なんだよ、という展開にすれば、協働の指針の必要性が明確になるのではないかと思えます。

・会長

はい、ありがとうございます、少し付け加えさせていただくと、紀の川市の農家について書かれている部分がありますので、この部分とF委員がおっしゃった問題点とを合わせて作業部会のほうで、現状と課題についてもう少し整理していただければと思います。

・会長

協働の担い手の部分について、自治会、老人クラブ、PTA、子ども会、消防団、自治防災組織などが書かれています、これは行政側のイメージになると思うのですが、これでよろしいでしょうか。

・B委員

自治会と自治防災組織などは同じような組織なので、もう少しシンプルでもいいのではないかと思います。

・G委員

何故、今までの時代には無かった協働という動きが出てきたのかを考えると、日本全体がそ

うかもしれませんが、要するに財政が困窮している中で出てきた動きなのか、と思うのですが、どうでしょうか。

・会長

財政ありきではありませんが、ひとつの要因ではあります。

・G委員

そう考えますと、こういう冊子を出すにあたっての行政からの呼び掛けとして、大変な世の中ですが紀の川市はこういうことをしていこうと思っています、という簡単な言葉で読む側が個人として読もうという意識付けを持てるポイントを突いた一言があればと思います。

難しいかと思いますが、NPOやボランティア団体が活発に動いて、私たちにもできることは無いかと思う住民も増えていると思いますので、行政の呼びかけとして考えていただけたらと思います。

・A委員

いきなり協働とは何かで始めるのでは無く、ご挨拶があってもいいかなと思います。

・A委員

和歌山市の資料では市長のご挨拶がありますが、横の関係を大事にして作業部会からの思いでもいいのではと思います。

・D委員

合併して4年が経ち、本当に地に足が着いたまちづくりを進めるために協働をさらに進めていきます、という筋立てがいいのではないかと思います。

・G委員

合併して何年経ちました、そして新しい段階になります、ということですね

・D委員

地理的に、旧5町は紀の川と貴志川で分断されていますが、発想を変えればそれで繋がっていると見ることもできます。

昔、打田町は池田村と田中村が合併してできましたが、今そういう意識を持っている人はほとんど無いと思います、今はまだ旧町の意識があるかもしれませんが、何年か経てば紀の川市はひとつになります、そのことをみんなが力を合わせて協働でやっていきますというのが必要だと思います。

・会長

いいヒントをいただきました、ぜひ、紀の川で繋がる紀の川市という協働の概念で、進めていただければと思います。

・A委員

少し補足させていただきます、まとめることは大切なことですが、それぞれの町単位で今までやってきた特性を生かしていくことも大事だと思います、そのうえで大きな紀の川市を客観的に見る事ができれば、それぞれ地域の良さも見えてくるのではないかと思います。

・C委員

まだまだ紀の川市という感覚は少ないと思います、会社でも合併したら10～20年かかるのは当然だと思います、紀の川市には199の自治区がありますが、それをひとつにしていかなければならない、それが大切なことだと思います。

・会長

各町というか各自治区が特色を持ちながら、ひとつの紀の川市という意識を持っていただきたい。

・C委員

旧5町の祭を全部見せてもらいました、市からの補助金が少なくなってギクシャクしてきたところもあります、それをひとつにしていくのは難しい話ですが、行政としても協働に横並びで取り組むのならば、もっと各自治区に行政が入ってきて欲しい、自治区の集会などに行政の担当者が出ていくとか、そうすればひとつになるスピードが上がるのではと思います。

・事務局

今、教育委員会で出前講座というものを行っています、呼んでいただいて行かせていただくというかたちなので、今後検討していきたいと思います。

行政も別々の役所であったのが合併してひとつになって、市の均衡ある発展を目指して一緒にやっている訳ですが、どうしても各地域の考え方が違うので苦労しているところです、協働でこれからの紀の川市を創り上げていくというのは時代のニーズであり、紀の川市に求められているものであると考えます。ひとつの紀の川市となるために、行政ばかりではなく、みんなが目標に向かっていこうというのが、市長の考え方でもあると思います。

・C委員

協働を進めて、早くひとつの市にならないと市としてはマイナスになるのではないかと思います。

・G委員

先ほど、具体例をいくつか載せてはという意見が出ましたが、那賀の有機農業実践グループが地産地消を教育委員会に働きかけて紀の川市の給食に結びつけた例があります、また、地球温暖化防止という問題に環境ネットワークが取り組んでいます、具体的なものとして挙げられるのではないかと思います。

・会長

はい、ありがとうございます。あくまで指針なのでどのぐらい具体的なものが載せられるかは、作業部会へ持ち帰っていただいて判断していただきますが、なるべく組み込めるようにしたいと思います。

では、審議はここまでといたしますが、見直してみていただいておりますお気づきになられたことがございましたら、電話でもメールでも結構ですのでご連絡をいただければと思います。

・事務局より、作成についての今後のスケジュールを説明

・会長

今日の指針案は本当にタタキ台でした、みなさんからいただいたご意見を踏まえさせていただき次回の懇話会までに、指針案を修正して参ります、そこで、もう一度ご意見をいただき精査して最終版にします、それをみなさんに見ていただくとともにパブリックコメントにかけて

市民のみなさんからご意見をいただく期間を設けて、4回目でほぼ確定というかたちを考えています。

・ F 委員

いわゆるレシピをおっしゃった訳ですが、調味料というかスパイスが必要ではないかと思えます、事務局側から何か提案するという事はないのでしょうか。

・ 会長

これは、私から申し上げます。基本的に事務局は行政として、こうしたいという案を出してきます、それぞれの分野のみなさんに集まっていたいただいた懇話会は、懇話会としての意見を出すのではなく、各委員さん個人のご意見をお聞きし、それをこう反映しました、あるいは行政側としては、こう書くのが適切なので反映できませんでした、というやり取りの場だと考えています、ですから3回目も今日のようなかたちで各委員さんのお立場で気付いた事を出していただくほうが刺激になると思います。行政がこういう方針でいってくれ、というようなことはありません、各委員さんが各自のお立場からご意見をいただければ、それが最もいい意見の集約になるのではないかと考えています。

・ F 委員

私たちが出した意見に対して、次の作業部会で修正してくるということですね。

・ 会長

そうですね、ご意見をいただく、修正する、またご意見をいただく、というキャッチボール、ですね。

・ A 委員

パブリックコメントが年末年始では、意見が出難いのではないのでしょうか。

・ E 委員

スケジュール的にいけるものなら、パブリックコメントは1月中旬ぐらいにできないでしょうか。

・ 会長

計画を3月までに作成する関係で、この時期になっていると思うのですが、一度、検討をお願いします、また、指針案について関係機関に送付して意見を聞いていただけてもいいのではないかと思います。

では、議事を終了させていただき、事務局にお換えしします。

・ 事務局

次回の日程について調整を行う

(5) 閉会

※個人、地域が特定できる部分は割愛

協働によるまちづくりの指針作成懇話会 傍聴に関する事項

作成懇話会の傍聴に関して、必要な事項を以下のとおりとします。

1 傍聴の手続

会議を傍聴される場合は、所定の場所で住所、氏名、年齢（団体の場合は、所属団体含む。）を傍聴受付簿に記入していただき、懇話会の許可により傍聴することができます。開始時間の30分前から受付します。

2 傍聴人の定員

傍聴人の定員は、特に定めません。

ただし、会場の収容人数により、傍聴席に入場できない場合があります。

3 議論への参加禁止

傍聴人は、議論に参加することができません。

4 傍聴人が遵守すべき事項

傍聴人は、傍聴席にあるときは、次の事項を遵守していただきます。

- ① 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- ② 談論、放歌、高笑いその他、騒ぎ立てないこと。
- ③ 飲食又は喫煙をしないこと。
- ④ 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は妨害となるような行為をしないこと。

5 写真、映像等の撮影及び録音等の禁止

傍聴人は、写真、映像等を撮影及び録音等をしてはいけません。ただし、特に会長の許可を得た者は、この限りではありません。

6 傍聴人の退場

傍聴人が上記事項に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないとき、または、個人情報などの議論で傍聴人を退場させるべきと会長が判断したときは、これを退場させることができます。